

「高額かつ長期」の該当について

- ◆ 以下の①・②両方に該当する場合、申請し承認されると申請日の翌月から（申請日が1日の場合は当月から）次のとおり軽減されます。

- ①自己負担上限額が10,000円（階層区分が一般所得Ⅰ）以上の方
 ②指定難病の医療費総額(※1)が5万円を超える月が年(※2)に6回以上(※3)ある方

- 自己負担上限額が10,000円の場合⇒ 5,000円
 ○自己負担上限額が20,000円の場合⇒10,000円
 ○自己負担上限額が30,000円の場合⇒20,000円

- ※1 医療費総額とは、患者さんの自己負担額ではなく、保険分も含めた金額です。
 ※2 申請を行う月以前の12か月を指します。
 ※3 指定難病特定医療受給者として認定された日のある月以降が対象です。

- ◆ 申請される方は、**変更申請書または更新時の特定医療費支給認定申請書に**、以下の書類を添えて県南保健福祉事務所・健康増進課に提出してください。

- ①指定難病医療費受給者証
 ②自己負担上限額管理票
 または、医療費申告書及び領収書のコピー
 （指定難病の医療費総額が5万円を超える月が6回以上あることを証明する書類）

*市町村民税非課税世帯の方へ

市町村民税が非課税世帯の方は「高額かつ長期」の申請は不要ですが、収入に変化があり、課税世帯に変更される時は申請できます。

【例】

